

2025年1月

令和6年12月28日からの大雪による被害を受けられました皆様へ

株式会社ホープ少額短期保険

令和6年12月28日からの大雪による災害等により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日、弊社休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
青森県 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡 藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板 柳町、北津軽郡鶴田町	2025年1月4日

以上